

目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ(2020年3月31日)

1件のメッセージ

目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部 <koho999@city.meguro.tokyo.jp> 2020年3月31日 17:36

To: iwai@nakamurageka.com

(このメールは目黒区のすべてのメールマガジン登録者にお送りしています。)

こちらは、目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部です。

3月31日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と区民 の生命、健康を第一に考え、区立の集会施設等の利用中止を決定しました。

■集会施設等

1男女平等・共同参画センター(会議室、研修室等)

2住区センター(会議室、レクリエーションホール等)

3中小企業センター(集会室等)

4勤労福祉会館(集会室等)

5消費生活センター(研修室・情報コーナー等)

6高齢者センター(集会室、大広間等)

7心身障害者センター(会議室、視聴覚室、言語訓練室、文化事業室)(通所事業及び短期入所等は 除く)

8目黒区エコプラザ(活動室)

9社会教育館(レクリエーションホール、研修室等)

10緑が丘文化会館(レクリエーションホール、研修室等)

11青少年プラザ(レクリエーションホール、研修室、会議室等)

12スポーツ施設(屋内・屋外の全ての施設) 利用承認の取り消しに伴う使用料返還・問合せ対応が 必要な施設については、窓口業務を継続します。

■その他関連施設

1総合庁舎(会議室、和室、茶室)、和室休憩室(しじゅうからの間)

2北部地区サービス事務所会議室及び東部地区サービス事務所特別会議室

3老人いこいの家

4目黒区美術館、区民ギャラリー、めぐろ歴史資料館(古民家を含む)

5区立公園等(スポーツ利用施設、花とみどりの学習館、自然観察舎)

■利用中止期間

原則として、4月2日(木曜日)から4月30日(木曜日)まで。

■施設使用料

利用中止期間については、使用料を全額返還します。

P C 版(区長のビデオメッセージ):https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/ anzen/newcorona/message2.html

PC版(新型コロナウイルス感染症対策のため中止・変更等のある施設や事業): https://www.city. meguro.tokyo.jp/kurashi/anzen/newcorona/cessation service.html

詳細については各施設にお問合せください。

このアドレスは配信専用です。返信いただいても対応できません。

発行者:目黒区新型コロナウイルス感染症対策本部(事務局:生活安全課)

電話:03-5722-9164